

# MSG ドローン スクール ニュース・レター

厚生労働省

## 『人材開発支援助成金 事業展開等リスクリング支援コース』 特集号

ドローン講習に使える凄い  
助成金があるんだって。聞いたこ  
とあるかも、それ詳しく教えて？

■当講習のモデルケース ⇒  
実質負担約 4 万円で資格取得可能

■期間限定の助成金 ⇒令和 8 年度  
迄。利用するなら今のうちです！

■どうすればもらえるの？

■詳しく教えて。実質助成率が 85%？

■申込みの資格要件は厳しいの？

■手続きが面倒で難しそう。助けてくれる？

『人材開発支援助成金（事業  
展開等リスクリング支援コー  
ス）』は、令和 8 年度までの期  
間限定の助成金制度です。

MSG ドローンスクールの「二等  
無人航空機操縦士講習」は、  
この助成金の適用対象です。

セットでの講習申込みを歓迎・  
お手伝いします。

厚生労働省の「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）」をご存じですか？

令和 8 年度で終了  
期間限定の制度

無人航空機操縦士技能証明（国家資格）は  
助成金とセットで講習を申込みと  
信じられないほどお得に取得できます！

| ＜国家資格取得に係る費用＞     | ＜助成金＞ 助成率 75%（リスクリング支援コース）+ 貴金助成 |
|-------------------|----------------------------------|
| 講習費用 239,800 円    | 助成金 218,600 円                    |
| 学科試験受験料 8,800 円   |                                  |
| 身体検査手数料 5,200 円   |                                  |
| 技能証明発行手数料 3,000 円 |                                  |
| 費用計 256,800 円     |                                  |

＜事業者さま実質ご負担＞  
実質ご負担 38,200 円

豊富な実績の『MSG ドローンスクール』がお手伝いします。  
学校法人宮崎総合学院 MSG ドローンスクール  
info@msg-drone.jp / 080-3683-1850

（注意事項）  
・上記費用は、登録講習機関「宮崎総合学院 MSG ドローンスクール」で、「二等無人航空機操縦士講習（初学者コース（基本+目視外）」を受講した際の基本料金がベースです。モデルケースですので、常にこの料金での技能証明取得を保証するものではありません。  
・助成金の申込みは、講習開始日の 1 か月以上前までに労働局助成金センターに申請（計画届）を提出する必要があります。助成金を受けるには労働局助成金センターの審査があり、必ずしも助成金が確約されているわけではありません。  
・技能証明の取得には、講習修了以外に学科試験、身体検査等に合格する必要があるため、当講習機関は必ずしも講習修了者に技能証明の取得を保証するものではありません。



## 厚生労働省『人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）』特集

（事業者）ドローン操縦士の国家資格制度ができたので、うちも社員に資格を取らせようと思うの。でも、講習費用ってすごく高いわよね？

（MSG ドローンスクール）中小企業事業者にお得な助成金があります。令和 8 年度で終了する期間限定の助成金で、厚生労働省の『人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）』のことです。

⇒『人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）』の特集号です。

# 新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

## 支給対象

**対象者** 事業主：雇用保険適用事業所の事業主  
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細  
はこちら →



- 訓練**
- ① 訓練時間数が10時間以上であること
  - ② OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
  - ③ 職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- i. 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」（様式第1～3号）を職業訓練実施計画書と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「事業展開」は、訓練開始日から起算して、3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したものである必要があります。

[参考] 事業展開の例：新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始する 等  
デジタル・DX化の例：ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた 等  
グリーン・カーボンニュートラル化の例：農業の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した 等

## 助成率・助成額

### ① 助成率・助成限度額

| 経費助成率 |     | 賃金助成額（1人1時間） |      | 1事業所1年度あたりの<br>助成限度額 |
|-------|-----|--------------|------|----------------------|
| 中小企業  | 大企業 | 中小企業         | 大企業  |                      |
| 75%   | 60% | 1,000円       | 500円 | 1億円                  |

### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

| 10時間以上100時間未満 |      | 100時間以上200時間未満 |      | 200時間以上 |      |
|---------------|------|----------------|------|---------|------|
| 中小企業          | 大企業  | 中小企業           | 大企業  | 中小企業    | 大企業  |
| 30万円          | 20万円 | 40万円           | 25万円 | 50万円    | 30万円 |

注1：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

注2：定額制サービスによる訓練の経費助成限度額は、受講者1人1月あたり2万円です。

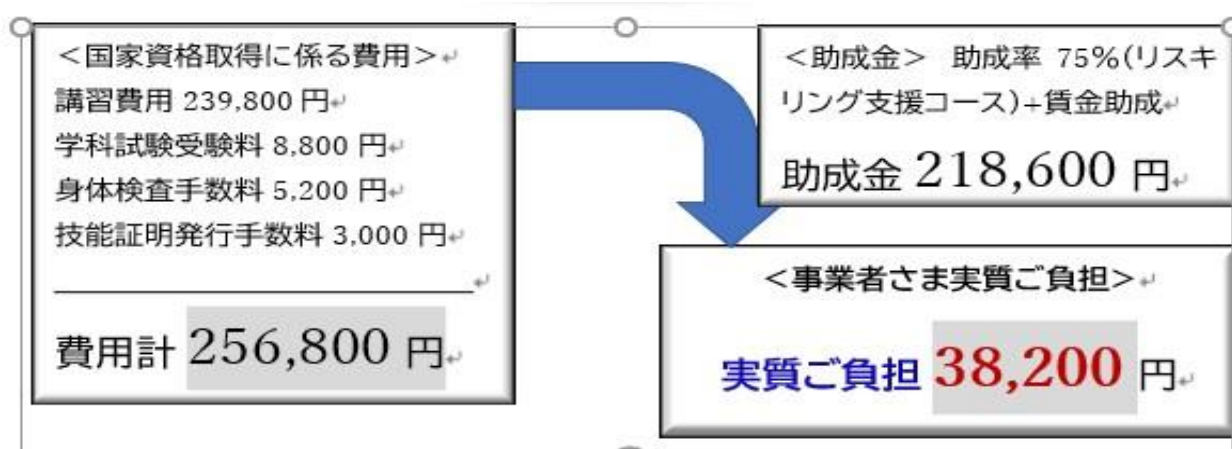
## どういう助成金なの？

- **人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）**は、令和4年～令和8年度の期間限定の**助成金**として創設されました。この助成金は、新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、事業者が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。あと**2年ほどで終わる制度**ですので、**利用するなら今のうちです**。
- **MSG ドローンスクールの「二等無人航空機操縦士講習（初学者コース）」**は**本助成金の適用対象**です。実務的には、**講習開始日の1か月前までに、労働局助成金センターに計画届（様式第1-1号）等**を提出する必要があります。助成金セットで講習を受けたいお客様にはお手伝いします。まずは私どもに電話/メール等でお問い合わせください。一度話を聞いてから講習を受講するかどうかをご検討いただくのがいいと思います。

## どれくらいお得なの？

当スクールの例でご説明いたします。

当スクールは国土交通省の登録講習機関ですので、当スクールの「無人航空機操縦者講習」修了者は、技能証明取得のための実地試験が免除になります。



講習には幾つかコースがありますが、モデルケースの「二等（初学者コース、基本+目視外）」で、講習費用は税込239,800 円です。技能証明（国家資格）は、①実地講習、②学科試験、③身体検査に合格した後に、国交省に技能証明発行を申請します。そして、これらにかかる費用全てが助成金の対象です。

一旦は事業者が全額を支払いますが、**費用総額 256,800 円の 75%相当（申請事業者が中小企業の場合）が経費助成として後日事業者さまに戻ってきます**。その際、**1 時間当たり 1,000 円の賃金助成も加算されますので、モデルケースでは助成金の総額は 218,600 円になります**。つまり、**事業主さまの実質的な負担は、社員お一人につき 38,200 円で済み、実質の助成率は 85%超にもなります**。

私どもは、主に企業・団体・組合さまから、複数の社員さまを対象に団体講習を承ることが多いのですが、この助成金を使うと、社員 2 名に二等技能証明を取得させた場合の実質負担額は 8 万円以下ですし、5 名でも実質のご負担 20 万円以下で技能証明の取得経費が賄えます。



## 支給要件は厳しい？

雇用保険適用事業所の事業主であることと、対象労働者が雇用保険被保険者であることが前提条件です。事業主企業の取締役の方は助成対象とはなりません。具体的な資格要件は以下の通りです：

- 申請事業主（助成金を受給しようとされる方）は、雇用保険適用事業所の事業主であること
- 対象労働者（研修を受講する方）は、申請事業主が設置する雇用保険適用事業所の雇用保険被保険者であること
- 申請事業主は、研修や人事の担当課長等を職業能力開発推進者として選任していること（職業能力開発推進者を選任していない場合は、計画届を提出する日までに選任してください）
- 申請事業主は、事業内職業能力開発計画を策定し、雇用する労働者に周知していること（事業内職業開発計画を策定・周知していない場合は、計画届を提出する日までに策定・周知してください）

さらに、この助成金コースは、「申請事業主が業務命令で対象労働者に訓練を受講させる」訓練に該当しますので、上記に加えて以下の要件を満たす必要があります。

- 訓練開始日（講習開始日のこと）の1か月前までに計画届を労働局（助成金センター）に提出すること
- 申請事業主が訓練期間中も対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- 申請事業主が支給申請日までに訓練経費を全額負担すること
- 対象労働者の職務に直接関連する訓練であること
- 訓練時間数が10時間以上の訓練であること
- ①OFF-JTを行うこと 又は②OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を行うこと

如何ですか？お客様のお会社は資格要件を満たしていますか？少しわかりにくいかもしれませんね。でも心配いりません。私たち（MSG ドローンスクール）が申請をお手伝いしますので、先ずはお気軽にご相談・問い合わせください。

詳しくは、厚生労働省 HP からパンフレットを入手しご確認ください。（QR コード⇒）



（URL です ⇒） [001477166.pdf](#)



## 書類作成や手続きが面倒そう。。。手伝ってもらえるの？

1人で手続き一切をやるとなると、初めての方はどこから手を付けていいか少し戸惑うかもしれませんね。でも大丈夫、安心してください。実績豊富な私たちが丁寧にお手伝いします。

書類を提出する労働局助成金センターのアドバイザー、相談員の方もとても親切です。

手続きや提出書類についてのリーフレットを次ページに載せていますのでご参照ください。

講習開始日の1か月前には最初の書類提出がありますので、何より大事なことは先ず私どもにお問い合わせいただくことです。

遠慮、心配はご無用、MSG ドローンスクールは、令和6年だけでも30件以上のお客様のお手伝いをしてきました。

## 助成金活用例

### 例)新規事業のための人材育成を行った場合

#### 課題

1年後に先端技術(IoTや画像AI)を活用した安全監視のためのシステムを設計・開発・販売する事業を新たに立ち上げたいが、現在に対応できる人材が足りない。

#### 実施訓練

- 訓練コース  
AI技術の基礎および応用
- 訓練内容  
AIの基礎知識、機械学習等の訓練  
訓練時間：30時間（7.5時間×4日間）  
訓練経費：25万円/1人  
4人受講する場合：100万円/4人

#### 助成内容・成果

##### [助成率・額]

経費助成：75%（中小企業）

賃金助成：1時間あたり1,000円（中小企業）

##### [左記の訓練内容の場合の例]

##### ●経費

経費助成：75万円（25万円×75%×4人）

賃金助成：12万円（30時間×1,000円×4人）

##### ●成果

無事に新規事業を立ち上げることができ、新技術を活用した新製品や新サービスの開発、製造等を開始することができた。

### 助成金受給のための手続きの流れ

#### Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・自社の労働者に対する周知

#### Step 1 計画提出 (最寄りの 労働局へ)

- 事業内職業能力開発計画に基づき、職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を訓練開始日の6か月前から1か月前までの間に管轄労働局に提出する

##### ■主な提出書類

|       |                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練実施計画届</li> <li>・事業展開等実施計画</li> <li>・対象労働者一覧 など</li> </ul> |
| 添付書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練内容を確認できるカリキュラム など</li> </ul>                                |

#### Step 2 訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

#### Step 3 支給申請 (最寄りの 労働局へ)

- 訓練終了日の翌日から2か月以内に、必要書類を管轄労働局に申請する

##### ■主な提出書類

|       |                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所定の様式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類</li> <li>・OFF-JT実施状況報告書 など</li> </ul>                                               |
| 添付書類  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）</li> <li>・事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書</li> <li>・出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など</li> </ul> |

#### [各都道府県労働局の助成金申請窓口]

■URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)

■スマホは  
こちら→





一等・二等無人航空機操縦士講習 登録講習団体

(国空無機第 266141 号、266142 号)



学校法人宮崎総合学院  
**MSG ドローンスクール**

〒880-0802 宮崎県宮崎市別府町 4-19

☎080-3683-1850 (担当：谷口)

<https://www.msg-drone.jp/>

✉ info@msg-drone.jp

